

第1章 生徒指導の基礎**第1条 目的**

児童自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の一層の充実を図る。すべての児童がルールを守り、安心して学校生活を送ることができるようにする。

第2章 学校生活に関すること**第2条 服装や持ち物**

別に定める「学校のきまり」に則る。

第3条 学校生活

有磨小学校の児童としての自覚を持ち、充実した学校生活を送るため、次のことを定める。

- 1 登校・下校の時刻を厳守する。登校後は、許可なく校外に出ない。
- 2 決められた通学路で登下校する。
- 3 遅刻・欠席の場合は保護者が必ず学校に連絡する。早退の場合は、保護者の迎えによる下校とする。
- 4 不必要なお金やものは持ってこない。諸事情で持参した場合は登校時に担任に預ける。

他は、別に定める「学校のきまり」に則る。

第3章 校外での生活に関すること**第4条 社会生活**

- 1 外出の際は、保護者に行き先、同行者、帰宅時間等を伝える。
- 2 原則、児童だけで学区外には出ない。（やむおえず出なければならない場合は保護者の了解を得ることとする。）
- 3 映画・ボーリング・飲食店・カラオケボックス・ゲームセンター等への出入りは、保護者同伴とする。
- 4 保護者の了解のない夜間外出・外泊は、禁止とする。
- 5 校外で何らかの事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに学校へ連絡をする。

第4章 個別の課題に対する生徒指導**第5条 特別な指導**

安全・安心な学校にするため、本人の自律を育成するために、別室で児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを落ち着いて考えさせる等、特別な指導を行うことがある。

1 法規・法令に違反する行為への指導

窃盗・万引き・飲酒・喫煙・暴力・いじめ・恐喝・火遊び・器物破損など

事実確認し、指導する。その後、保護者に学校に来ていただき対応を話し合う。場合によっては警察等と連携する。

2 学校のきまりに違反する行為への指導

服装違反・他の児童や教師への暴言及び暴力行為・授業やその他教育活動の実施を妨げる行為・学校が教育上指導を必要と認めた行為など

服装については、違反をしたときは、児童に指導し保護者に直すことを依頼する。元に戻す猶予期間は1週間以内とする。特に、名札・帽子などの忘れものについては、その場で指導し連絡帳などに書かせる。名札について連絡しても整わない時は、名札を購入してもらう。

持ってきてはいけないもの（携帯・ゲーム・漫画・菓子など）を校内に持ちこんだときは、事実確認し、指導する。その後、保護者に連絡し、保護者に取りに来てもらう。

第6条 いじめに対する指導

- 1 「いじめはしない、させない、許さない」を徹底する。児童同士のどんなトラブルもいじめにつながる危険性があること、さらに、「いじめ」は犯罪行為として取り扱われる可能性があるとの厳しい認識をもち、未然防止及び早期解決に向けて保護者と連携して取り組む。
- 2 日々の言動や連絡帳、学期に1度の児童アンケート等から児童の心の変化のサインを見つけ、指導に反映させる。